

## 建築確認審査・現場検査手数料

平成27年3月27日改定

建築基準法第6条の3（建築物の確認の特例）に定める建築物  
及び法第68条の26に定める構造方法等の認定を受けた建築物

単位：円  
(表-1)

床面積の合計			手数料の額			(中間検査を実施)
			確認審査	中間検査	完了検査	完了検査
		30㎡ 以内	8,000	14,000	14,000	15,000
30㎡ を超え		100㎡ 以内	18,000	22,000	22,000	24,000
100㎡ を超え		200㎡ 以内	28,000	30,000	30,000	32,000
200㎡ を超え		500㎡ 以内	38,000	40,000	42,000	44,000
500㎡ を超え		1,000㎡ 以内	68,000	66,000	70,000	72,000

上記以外の建築物 (別途、表下段による付加手数料の額を加算願います。) (表-2)

床面積の合計			手数料の額			(中間検査を実施)
			確認審査	中間検査	完了検査	完了検査
		30㎡ 以内	15,000	18,000	18,000	20,000
30㎡ を超え		100㎡ 以内	25,000	28,000	28,000	30,000
100㎡ を超え		200㎡ 以内	36,000	40,000	40,000	45,000
200㎡ を超え		500㎡ 以内	45,000	50,000	52,000	55,000
500㎡ を超え		1,000㎡ 以内	68,000	70,000	75,000	80,000
1,000㎡ を超え		2,000㎡ 以内	95,000	120,000	127,000	145,000
2,000㎡ を超え		3,000㎡ 以内	145,000	140,000	160,000	180,000
3,000㎡ を超え		4,000㎡ 以内	175,000	170,000	190,000	210,000
4,000㎡ を超え		5,000㎡ 以内	200,000	200,000	220,000	240,000
5,000㎡ を超え		6,000㎡ 以内	230,000	218,000	235,000	252,000
6,000㎡ を超え		7,000㎡ 以内	270,000	235,000	250,000	265,000
7,000㎡ を超え		8,000㎡ 以内	300,000	252,000	265,000	282,000
8,000㎡ を超え		9,000㎡ 以内	330,000	269,000	280,000	300,000
9,000㎡ を超え		10,000㎡ 以内	360,000	290,000	300,000	320,000

### 付加手数料の額

対象床面積			*弊社構造審査にかか るもの	避難安全検証法	耐火・防火区画 性能検証法	限界耐力計算法 エネルギー法
100㎡ を超え		200㎡ 以内	20,000	40,000	40,000	40,000
200㎡ を超え		300㎡ 以内	30,000			
300㎡ を超え		500㎡ 以内	50,000			
500㎡ を超え		1,000㎡ 以内	80,000			
1,000㎡ を超え		2,000㎡ 以内	110,000			
2,000㎡ を超え		3,000㎡ 以内	130,000	70,000	70,000	70,000
3,000㎡ を超え		4,000㎡ 以内	160,000			
4,000㎡ を超え		5,000㎡ 以内	190,000			
5,000㎡ を超え		6,000㎡ 以内	220,000			
6,000㎡ を超え		8,000㎡ 以内	260,000			
8,000㎡ を超え		10,000㎡ 以内	290,000			

\* 弊社構造審査にかかもの：法第20条第2号、第3号に定められるもののうち国土交通大臣の認定を受けた構造方法以外の建築物、及び既存不適格建築物等の増築にかかる建築物

※ 構造審査とは、確認申請図書に構造設計図書（構造図と構造計算書）が添付されている場合に該当				
注) 構造計算適合性判定手数料及び当該事務手数料は別途申し受けます。				
なお、構造計算適合性判定手数料は、宮城県知事が指定する適合性判定機関の定める適合性判定				
手数料の額とし、事務手数料は¥3,000といたします。				
昇降機				
昇降機、小荷物専用昇降機		確認審査	完了検査	(表-3)
型式部材等製造者認証を受けたもの		15,000	20,000	
上記以外のもの		20,000	24,000	
工作物				
工作物		確認審査	完了検査	(表-4)
令第138条第1項に掲げる工作物		20,000	20,000	
同条第2項及び第3項に掲げる工作物		60,000	60,000	
再検査手数料				
				(表-5)
区 分		金 額		
中間検査		表-1又は2の手数料×0.5		
完了検査				
注) 計画変更に係る手数料は、当社において確認済とした建築物において、床面積の増加を伴わ				
ない場合にあつては、変更部分の床面積の2分の1に相当する各欄の手数料の額となります。				
注) 中間検査を実施しない建築物の完了検査には、当社以外で中間検査を実施したものも含みま				
す。				
注) 既存不適格建築物への遡及適用等がある増築等の確認申請の場合で、既存の建築物の審査を				
要する場合には、当該増築等に係る建築物の床面積に加えて当該既存建築物の面積の合計を				
手数料算定面積とします。				
注) 複数の棟がある場合は、その棟毎に上表を適用させてその合計を追加手数料とします。				
注) その他、ご不明の点はお問い合わせ願います。				